

「誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務」仕様書

第1章 総 則

1 業務の名称

誰もが移動しやすい交通環境の構築に関する調査業務

2 本業務の背景と理由

- ・ 本市においては、平成31年3月に策定した「第2次宇都宮都市交通戦略」（計画期間：平成31年度～令和10年度）に基づき、多様な交通モードが連携した総合的な交通ネットワークの構築に向けて各取組を進めてきたところである。
- ・ 本市では、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望が叶う町『スーパースマートシティ（※）』」の実現に向けて、「第2次宇都宮都市交通戦略(後期計画)」を策定（令和6年6月予定）し、総合計画に位置づけられている「健康・福祉」、「子育て・教育」など6つの行政分野の視点から、移動に関する課題を整理するとともに、課題を解決するための取組テーマ、施策・事業を設定したところ。
- ・ 令和5年8月にJR宇都宮駅東側のライトライン開業やバス路線を再編するなど公共交通ネットワークが大きく変化したところ。
- ・ 公共交通ネットワークの変化後の移動実態などを調査・分析し、計画の見直しにあたって確認した市民等の移動課題なども深掘りした上で、「誰もが移動しやすい交通環境の構築」に向け、実施する事業内容の具体化を図る必要がある。

※ 「スーパースマートシティ」：持続的な都市構造である「NCC」を基盤としながら、「地域共生社会」（社会）、「地域経済循環型社会」（経済）、「脱炭素社会」（環境）の3つの構成要素が融合し、「人」と「デジタル」を原動力に発展を続けられるまち。

（第6次宇都宮市総合計画（後期計画）より位置づけ）

3 本業務の目的

本業務は、JR宇都宮駅東側のライトラインの導入やバス路線再編後の移動実態等を調査・分析するとともに、計画の見直しにあたって確認した市民等の移動課題などを深掘りし、「誰もが移動しやすい交通環境の構築」に向け、実施する事業内容の具体化を図るもの

4 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月26日（水）までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、または本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡をしてはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

委託者が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、委託者から貸与を受けた資料については、そのリストを委託者に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、委託者から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく委託者に報告するものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行にあたっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、委託者の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

①業務工程表 ②技術者届及び履歴書 ③業務実施計画書

(2) 業務完了時

①業務完了届 ②成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

14 検査及び業務の完了

(1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

15 成果品

- ・ 調査報告書 A4版 製本3部
- ・ その他関係書類 一式
- ・ 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等）

16 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel, 又は、これらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、以下のとおりとする。受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

また、本業務について、実施内容やスケジュール等に変更が生じることもあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 業務内容

「第2次宇都宮都市交通戦略（後期計画）（以下、「交通戦略」という。）」において設定した移動課題の解決、各施策・事業の推進に向けて、実施する事業内容の具体化を図る。

<参考>本調査を通じて具体化を図ろうとしている施策・事業

（カッコ内は計画（素案）該当ページを記載）

- ・ 乗り継ぎ・乗り換え環境の整備（P 8 6）
- ・ 次世代を担う子どもや子育て世代に寄り添った移動環境の実現（P 9 1～9 4）
- ・ 健康増進・通院に使いやすいバス・地域内交通のサービスの見直し（P 9 7）
- ・ 「みんなで創る公共交通」の推進（P 9 9）
- ・ 「乗って楽しい公共交通」の推進（P 1 0 7）
- ・ 多様な働き方を支える移動サービス・乗り継ぎ拠点の充実（P 1 0 8） 等

参考URL：<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/koho/publiccomment/1035886.html>

(1) 移動実態や移動ニーズ等の把握

- ・ 上記の施策・事業の具体化に向けて、令和5年8月のライトライン開業やバス路線再編などにより、変化した公共交通ネットワークにおける移動実態をICカードデータから把握するとともに、公共交通以外の移動実態や移動ニーズ等についても市が貸与するビッグデータや過去の調査結果などを活用し、把握する。

<本市から提供するデータ>

- ・ 過年度の調査結果（H26PT調査、H28バスOD調査、R4都市活動調査（ジオコーディングデータも含む）、公共交通のサービスに関する世論調査、令和5年度バス路線再編に係る調査 など
- ・ ライトライン・路線バス・地域内交通のICカードの利用データ
- ・ ビックデータ（モバイルデータ） など
- ・ 上記で把握した結果を踏まえ、ターゲットにする地域や属性を検討した上で、アンケート調査及びモニタリング調査等を実施し、各地域や各属性における移動実態や、公共交通利用にあたっての課題をはじめとした移動課題など、市民の実態を深掘りする。

(2) 各政策分野における連携・協働などに必要となる要件の整理

- ・ (1)を踏まえ、まちづくり・公共交通等に関連するステークホルダーへのヒアリングを行い、官民・交通事業者間・他分野との連携・協働を通じて、地域の移動課題の解決や利便性・持続可能性を高める方策などについて検討する。(10～15社程度)

(3) 国内外の先行事例調査

- ・ (1), (2)を踏まえ、本市の移動課題の解決に寄与する国内外の先行事例を分類・成功要因・阻害要因を整理する。また、事例の調査にあたっては、デスクトップ調査、ヒアリング、現地確認などを行うこととする。

<事例収集のイメージ>

- ・ 10～15事例程度
- ・ 事例のテーマ(例)
 - ① 「交通分野」と「子育て・福祉などの各分野」との共創による移動の課題解決
 - ② モビリティハブの設置
 - ③ 地域の移動課題の解決に資する MaaS・自動運転技術等の活用

(4) 移動実態・ニーズに応じた事業内容の検討

- ・ (1)～(3)を踏まえ、<参考>に記載した本調査を通じて具体化を図ろうとしている施策・事業の実施にあたり、今後の展開イメージやステークホルダー候補などについて整理し、そのうち実施した際の効果や実現可能性などを考慮した上で、令和7年度以降に実施する事業スキームや事業の効果検証方策などについて検討する。

以上